

京都市上下水道局告示第7号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成25年4月18日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

京都市下京区壬生川通仏光寺下ル坊門町806の2

有限会社渡辺設備工業所

代表取締役 渡辺 勝美

2 廃止年月日

平成25年3月25日

(上下水道局水道部給水課)